

独立行政法人福祉医療機構の中期目標・中期計画 対照表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p style="text-align: center;">独立行政法人福祉医療機構中期目標</p> <p>独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。</p> <p>平成25年3月1日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田 村 憲 久</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成25年4月から平成30年3月までの5年とする。</p> <p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人福祉医療機構中期計画</p> <p>独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成25年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。</p> <p>平成25年3月1日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人福祉医療機構 理事長 長野 洋</p> <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第三期中期目標期間においては、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p> <p>2 業務管理（リスク管理）の充実</p> <p>効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。</p> <p>なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすること。</p> <p>また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p> <p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p> <p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p> <p>2 業務管理（リスク管理）の充実</p> <p>(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢等の充実を図り、ガバナンスの更なる高度化やALM（資産負債管理）システムの活用等により金利リスクを管理することで、機構が被るリスクの抑制に努める。</p> <p>なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることとする。</p> <p>また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。</p> <p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。</p> <p>(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。</p> <p>2 経費の節減</p> <p>(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p>	<p>(2) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行う。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。</p> <p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善を図る。</p> <p>(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。</p> <p>2 経費の節減</p> <p>(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。</p> <p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p> <p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p> <p>第4 業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>	<p>速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p> <p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。</p> <p>(3) 福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。</p> <p>なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。</p> <p>(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。</p> <p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p> <p>(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。</p> <p>また、併せ貸しの一層の普及を図るため、</p> <p>① 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業については要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行う。</p> <p>② 併せ貸し（協調融資）制度について、併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大するなど制度の充実、適切な運用を行う。</p> <p>(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日以内を維持する。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</p> <p>医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。</p> <p>(3) 医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。</p> <p>(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</p> <p>医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。</p> <p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施する。</p> <p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p> <p>(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。</p> <p>(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持するとともに、病院の機能や経営状況についての第</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 貸付債権の適正な管理</p> <p>福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。</p> <p>(2) 債権悪化の未然防止の取組</p> <p>① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むこと。</p> <p>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。</p> <p>(3) 経営が悪化した貸付先等への対応</p> <p>① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の</p>	<p>三者評価結果を融資審査に活用する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日を維持する。</p> <p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 貸付債権の適正な管理</p> <p>福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。</p> <p>(2) 債権悪化の未然防止の取組</p> <p>① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。</p> <p>② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。</p> <p>(3) 経営が悪化した貸付先等への対応</p> <p>① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援すること。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。</p> <p>4 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p> <p>ただし、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。</p> <p>また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。</p> <p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p>	<p>福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。</p> <p>② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>4 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。</p> <p>(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。</p> <p>(3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(3) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。</p> <p>5 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。</p> <p>(2) 外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。</p>	<p>(4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断件数の実施に努める。</p> <p>また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。</p> <p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>(6) 集団経営支援及び個別経営診断の各業務について、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p> <p>5 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。</p> <p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p> <p>(3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。 また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。</p> <p>(4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p> <p>(5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。 また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。</p> <p>(3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p> <p>(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>(5) 助成を行った事業については、審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。 また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。</p> <p>(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。</p> <p>(7) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。</p> <p>(8) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を80%以上とする。</p> <p>(9) 事業評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>6 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p> <p>(2) 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p> <p>(3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。</p> <p>7 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>6 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>(2) 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p> <p>(3) 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。</p> <p>(4) 業務委託先に対し業務指導を徹底し、窓口相談・届出受理の機能を強化することで事務の効率化を図る。</p> <p>7 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> <p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とすること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>② 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 なお、策定に際しては以下の点に留意すること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。 ・ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 ・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。</p> <p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。 なお、策定に際しては、以下の点に留意する。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会におい</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p> <p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めること。</p> <p>(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。</p> <p>(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。</p> <p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金</p>	<p>て運用実績を確認する等の検証を行う。</p> <p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p> <p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間中における年間ヒット件数を7,000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。</p> <p>(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。</p> <p>(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。</p> <p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。</p> <p>また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p> <p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。</p> <p>また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p> <p>(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。</p> <p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。</p>
<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p> <p>① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保</p>	<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> <p>① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p> <p>③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p> <p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。</p> <p>第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p>	<p>先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p> <p>⑤ 転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方を策定させ、適切な債権回収に努める。</p> <p>⑥ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 承継教育資金貸付けあっせん業務については、引き続き、業務を休止する。</p> <p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。</p> <p>3 不要資産の国庫納付 将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 117,400百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>以下不要財産を国庫納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東久留米宿舎（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舎（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舎（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舎（東京都日野市、戸

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項</p> <p>(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材</p>	<p>建5戸)、用賀宿舎(東京都世田谷区、集合住宅1棟)、上大岡宿舎(横浜市港南区、集合住宅1棟)、宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、集合住宅1棟)、千里山宿舎(大阪府吹田市、集合住宅1棟)、高槻宿舎(大阪府高槻市、集合住宅1棟)について、平成25年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。 <p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第8 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 <p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年厚生労働省令第148号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>高い組織運営に努める。</p> <p>③ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 299人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,187百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。</p>

中 期 目 標

中 期 計 画

予算
中期計画(平成25年度～平成29年度)の予算

別紙1

(単位:百万円)

区 別	金 額							計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	
収入								
運営費交付金	16,534	2,941	538					20,013
国庫補助金	8,430	134,979						143,409
社会福祉振興助成費補助金	8,430							8,430
給付費補助金		134,979						134,979
利子補給金	27,593							27,593
福祉医療貸付事業収入								
福祉医療貸付金利息	271,685							271,685
経営指導事業収入	187							187
福祉保健医療情報サービス事業収入	12							12
退職手当共済事業収入		392,774						392,774
掛金		253,925						253,925
都道府県補助金		138,710						138,710
退職手当給付費支払資金戻入		0						0
給付費支払資金運用等収入		140						140
心身障害者扶養保険事業収入			165,864					165,864
保険料収入			36,190					36,190
保険金			61,511					61,511
特別給付金			379					379
弔慰金			0					0
信託運用収入			1,784					1,784
扶養保険資金戻入			66,000					66,000
年金担保貸付事業収入								
年金担保貸付金利息				12,393				12,393
労災年金担保貸付事業収入								
労災年金担保貸付金利息					175			175
承継債権管理回収業務収入						186,370		186,370
承継債権貸付金利息						186,361		186,361
手数料収入						9		9
利息収入	58			1	5	809		872
雑収入	47	5	2	5	0	23		82
計	324,546	530,700	166,404	12,399	180	187,202		1,221,431
支出								
福祉医療貸付事業費	300,395							300,395
支払利息	299,542							299,542
業務委託費	403							403
債券発行諸費	451							451
東日本大震災復旧・復興福祉医療貸付事業費								
支払利息	574							574
社会福祉振興助成金	8,430							8,430
退職手当共済事業費		524,023						524,023
退職手当給付金		512,228						512,228
退職手当給付費支払資金繰入		11,795						11,795
心身障害者扶養保険事業費			165,864					165,864
支払保険料			36,190					36,190
年金給付保険金			66,000					66,000
弔慰金給付保険金			379					379
特別弔慰金給付金			0					0
扶養保険資金繰入			63,295					63,295
年金担保貸付事業費				10,966				10,966
支払利息				1,778				1,778
業務委託費				8,720				8,720
債券発行諸費				468				468
労災年金担保貸付事業費								
業務委託費					133			133
業務経費	6,032	1,708	114	387	8	10,422		18,670
福祉医療貸付業務経費	3,058							3,058
経営指導業務経費	482							482
福祉保健医療情報サービス業務経費	2,078							2,078
社会福祉振興助成業務経費	413							413
退職手当共済業務経費		1,708						1,708
心身障害者扶養保険業務経費			114					114
年金担保貸付業務経費				387				387
労災年金担保貸付業務経費					8			8
承継債権管理回収業務経費						10,422		10,422
一般管理費	1,263	135	56	116	7	325		1,903
人件費	9,543	1,103	369	866	18	1,295		13,194
計	326,237	526,969	166,404	12,335	166	12,042		1,044,153

(注1) 承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止している。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

中期目標

中期計画

[人件費の見積り]
 期間中総額 10,187百万円を支出する。
 但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]
 一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、一括して次の算定方法を用い算出する。

$$\text{運営費交付金} = \text{業務経費} \times \alpha 1 + \text{一般管理費} \times \alpha 2 + \text{人件費} - \text{自己収入} + \text{当年度の所要額計上経費} + \text{特殊要因}$$

- α 1、α 2：効率化係数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）
- ・人件費 = $A \times \beta \times \gamma + \text{退職手当}$
 - A：直前の年度における基本給等（基本給＋諸手当＋時間外手当）＋公務災害補償費＋雇用保険料＋労災保険料＋健康保険料負担金＋介護保険料負担金＋厚生年金保険料負担金＋厚生年金基金掛金負担金＋国家公務員等共済組合長期給付負担金＋児童手当拠出金
 - β：昇給原資率等（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）
 - γ：給与改定率（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）
- 退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。
 退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、運営費交付金によって措置されるものとする。
- ・業務経費 = 業務経費 × δ
 業務経費は、所要額計上経費を除く。
 δ：消費者物価指数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）
- ・一般管理費 = 一般管理費 × δ
 一般管理費は、所要額計上経費を除く。
 δ：消費者物価指数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）
- ・自己収入 = 経営指導事業収入＋雑収入等
 雑収入は、社会福祉振興助成事業に係る助成金の返還金を除く。
- ・所要額計上経費：貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費（福祉保健医療情報サービス事業に係る経費を除く）、公租公課
- ・特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

[注 記]

前提ルール
 ・昇給原資率等（β）、給与改定率（γ）及び消費者物価指数（δ）の伸び率を0として推定。
 ・効率化係数（α 1）は、平成24年度における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度（平成29年度）が5.0%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。
 ・効率化係数（α 2）は、平成24年度における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度（平成29年度）が15.0%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。
 中期計画予算においては、平成24年度に対し以下の数値を仮置きし試算する。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
α 1	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95
α 2	0.97	0.94	0.91	0.88	0.85

中期目標

中期計画

収支計画
平成25年度～平成29年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

区 別	金 額							計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	
費用の部	337,093	527,005	104,936	12,373	167	12,073	993,646	
経常費用	337,093	515,210	103,110	12,373	167	12,073	980,026	
福祉医療貸付業務費	314,674						314,674	
借入金利息	280,227						280,227	
債券利息	23,945						23,945	
債券発行諸費	451						451	
業務委託費	395						395	
福祉医療貸付業務経費	3,046						3,046	
貸倒引当金繰入	6,610						6,610	
経営指導業務費								
経営指導業務経費	479						479	
福祉保健医療情報サービス業務費								
福祉保健医療情報サービス業務経費	2,077						2,077	
社会福祉振興助成業務費	8,839						8,839	
社会福祉振興助成費	8,430						8,430	
社会福祉振興助成業務経費	410						410	
退職手当共済業務費		513,933					513,933	
退職手当給付金		512,228					512,228	
退職手当共済業務経費		1,705					1,705	
心身障害者扶養保険業務費			102,683				102,683	
支払保険料			36,190				36,190	
給付金			66,380				66,380	
心身障害者扶養保険業務経費			114				114	
年金担保貸付業務費				11,329			11,329	
借入金利息				152			152	
債券利息				1,569			1,569	
債券発行諸費				468			468	
業務委託費				8,721			8,721	
年金担保貸付業務経費				385			385	
貸倒引当金繰入				35			35	
労災年金担保貸付業務費					141		141	
業務委託費					133		133	
労災年金担保貸付業務経費					8		8	
貸倒引当金繰入					0		0	
承継債権管理回収業務費								
承継債権管理回収業務経費						10,418	10,418	
一般管理費	1,254	134	56	115	7	323	1,890	
減価償却費	268	45	4	82	1	47	426	
人件費	9,501	1,099	367	866	18	1,285	13,135	
臨時損失		11,795	1,825				13,620	
退職手当給付費支払資金繰入		11,795					11,795	
心身障害者扶養保険責任準備金繰入			1,825				1,825	
収益の部	323,518	527,005	107,569	12,438	181	188,700	1,159,409	
運営費交付金収益	16,534	2,941	538				20,013	
福祉医療貸付事業収入	270,462						270,462	
経営指導事業収入	187						187	
福祉保健医療情報サービス事業収入	12						12	
福祉保健医療情報サービス事業収入		254,065					254,065	
掛金		253,925					253,925	
給付費支払資金運用等収入		140					140	
心身障害者扶養保険事業収入			106,889				106,889	
受取保険料			36,190				36,190	
保険金			61,891				61,891	
金銭の信託運用益			8,808				8,808	
年金担保貸付事業収入				12,435			12,435	
労災年金担保貸付事業収入					176		176	
承継債権管理回収業務収入						185,619	185,619	
年金住宅資金等貸付金利息						185,610	185,610	
手数料収入						9	9	
補助金等収益	36,023	269,958					305,981	
社会福祉振興助成費補助金収益	8,430						8,430	
国庫補助金収益		134,979					134,979	
福道府県補助金収益		134,979					134,979	
子子補給金収益	27,593						27,593	
資産見返運営費交付金戻入	236	40	2	0	0	7	286	
財務収益								
受取利息	58			1	5	647	711	
雑益	6	1	0	2	0	16	24	
臨時利益	0	0	140		0	2,411	2,550	
貸倒引当金戻入益					0	2,411	2,411	
退職手当給付費支払資金戻入益		0					0	
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益			140				140	
総利益又は総損失(△)	△ 13,576	0	2,633	65	14	176,627	165,764	

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止している。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているため、増数において合計とは合致しないものがある。

中 期 目 標

中 期 計 画

資金計画
平成25年度～平成29年度の資金計画

別紙3

(単位:百万円)

区 別	金 額							計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	4,387,304	548,780	166,471	1,607,976	132,976	1,525,341		8,368,848
業務活動による支出	2,191,637	515,175	103,109	660,348	15,666	829,095		4,315,030
福祉医療貸付事業費	300,969							300,969
福祉医療貸付金による支出	1,865,400							1,865,400
社会福祉振興助成金による支出	8,430							8,430
退職手当共済事業費		512,228						512,228
心身障害者扶養保険事業費			102,570					102,570
年金担保貸付事業費				10,966				10,966
年金担保貸付金による支出				648,000				648,000
労災年金担保貸付事業費					133			133
労災年金担保貸付金による支出					15,500			15,500
人件費支出	9,543	1,103	369	866	18	1,295		13,194
経営指導業務費	482							482
その他の業務支出	6,813	1,843	171	503	15	10,983		20,328
国庫納付金の支払額				13	0	816,816		816,830
投資活動による支出	638,500		63,295	6,000	117,100			1,520,795
金銭の信託の増加による支出			63,295					63,295
有価証券の取得による支出	638,500			6,000	117,100	695,900		1,457,500
財務活動による支出	1,555,764			941,400				2,497,164
長期借入金の返済による支出	1,431,764							1,431,764
短期借入金の返済による支出				682,400				682,400
債券の償還による支出	124,000			259,000				383,000
次期中期目標の期間への繰越金	1,404	33,606	67	227	210	347		35,860
資金収入	4,387,304	548,780	166,471	1,607,976	132,976	1,525,341		8,368,848
業務活動による収入	1,720,654	530,700	100,404	659,482	15,628	696,254		3,723,122
福祉医療貸付事業収入	271,685							271,685
福祉医療貸付回収金による収入	1,396,108							1,396,108
経営指導事業収入	187							187
福祉保健医療情報サービス事業収入	12							12
退職手当共済事業収入		254,065						254,065
心身障害者扶養保険事業収入			99,864					99,864
年金担保貸付事業収入				12,393				12,393
年金担保貸付回収金による収入				647,083				647,083
労災年金担保貸付事業収入					175			175
労災年金担保貸付回収金による収入					15,447			15,447
承継債権管理回収業務収入						186,370		186,370
承継融資業務収入						509,053		509,053
運営費交付金収入	16,534	2,941	538					20,013
補助金等収入	36,023	273,689						309,712
その他の業務収入	105	5	2	6	5	831		955
投資活動による収入	666,376		66,000	8,900	117,200	828,700		1,687,176
金銭の信託の減少による収入			66,000					66,000
有価証券の償還による収入	666,376			8,900	117,200	828,700		1,621,176
財務活動による収入	1,997,900			939,300				2,937,200
長期借入れによる収入	1,897,900							1,897,900
短期借入れによる収入				701,300				701,300
債券の発行による収入	100,000			238,000				338,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	2,374	18,080	67	293	148	387		21,350

(注1) 承継教育資金貸付けあわせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止している。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。